

うるま市告示第168号

うるま市個別支援保育事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年10月1日

うるま市長 中村 正人

うるま市個別支援保育事業実施要綱の一部を改正する告示

うるま市個別支援保育事業実施要綱（令和6年うるま市告示第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
（目的） 第1条 この告示は、心身の障がい等によりその発達を支援する教育・保育が必要な児童を、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）において、<u>他の園児</u>とともに集団保育をすること（以下「個別支援保育」という。）により社会性を培い、かつ、適切な個別支援保育を実施することにより、健やかな成長・発達を促進する等、福祉の増進を図ることを目的とする。 （利用の申込み） 第3条 個別支援保育を希望する児童の保護者は、当該児童の心身の発育状況に関する<u>次に掲げるものを、市長に提出し、申し込むものとする。この場合において、個別支援保育の利用申込時に特定教育・保育施設等に在籍している児童については、当該特定教育・保育施設等と保護者と協議の上、市長に提出するものとする。</u> <u>（1） 児童状況調査票（様式第1号）</u> <u>（2） 個別支援に関する保護者の意見書兼</u>	（目的） 第1条 この告示は、心身の障がい等によりその発達を支援する教育・保育が必要な児童を、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）において、<u>健常児</u>とともに集団保育をすること（以下「個別支援保育」という。）により社会性を培い、かつ、適切な個別支援保育を実施することにより、健やかな成長・発達を促進する等、福祉の増進を図ることを目的とする。 （利用の申込み） 第3条 個別支援保育を希望する児童の保護者は、当該児童の心身の発育状況に関する<u>報告書並びに加配及び入所希望園に関する意見書を作成し、特定教育・保育施設等に申し込むものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。</u>

同意書（様式第2号）

（3） 発達検査結果、療育に関する意見書
その他発達の状態が確認できるもの

- 2 前項第3号に規定するものを提出できない場合は、次の各号に掲げる者であることを証する書類のいずれかを添付するものとする。

（1）～（7） [略]

- 3 前項第5号に係る書類については、集団保育に係る医療的所見（様式第3号）を提出するものとする。

- 4 前3項の規定により提出された書類で、支援が必要な度合い等（以下「支援度」という。）の判断が難しい場合は、当該児童の行動観察を実施し、心身の発育状況等を確認した上で支援度を決定するものとする。

- 5 第1項から第3項までの規定により提出された書類その他個別支援保育の利用に当たり知り得た情報について、関係機関及び特定教育・保育施設等に対し情報提供を行う場合は、個別支援児の保護者の同意を得るものとする。

（利用の決定）

第4条 市長は、前条第1項に規定する利用の申込みがあった場合は、速やかに審査の上、利用の可否を決定し、個別支援保育利用決定通知書（様式第4号）により、保護者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により個別支援保育の利用を決定した場合は、当該児童が利用する特定教育・保育施設等に通知するものとする。

（保育方法）

第5条 個別支援保育を実施する特定教育・保育施設等（以下「個別支援保育施設」という。）は、個別支援児の特性等に十分配慮して、幼児期にふさわしい生活を他の園児との統合保育により行うことで、小学校

- 2 前項に規定する申込みをする場合は、次の各号に掲げる当該児童に係る書類のいずれかを添付するものとする。この場合において、市長が必要と認めたときは、これを省略することができる。

（1）～（7） [略]

- 3 前2項の規定により提出された書類で、支援が必要な度合い等（以下「支援度」という。）の判断が難しい場合は、当該児童の行動観察を実施し、心身の発育状況等を確認した上で支援度を決定するものとする。

- 4 第1項及び第2項で提出された書類その他個別支援保育の利用に当たり知り得た情報について、関係機関及び特定教育・保育施設等に対し情報提供を行う場合は、個別支援児の保護者の同意を得るものとする。

（利用の決定）

第4条 市長は、前条に規定する利用の申込みがあった場合は、速やかに審査の上、利用の可否を決定し、支援度を特定教育・保育施設等に報告するものとする。

- 2 前項の報告を受けた特定教育・保育施設等は、個別支援保育の実施について、速やかに利用の申込みを行った保護者に通知するものとする。

（保育方法）

第5条 個別支援保育を実施する特定教育・保育施設等（以下「個別支援保育施設」という。）は、個別支援児の特性等に十分配慮して、幼児期にふさわしい生活を健常児との統合保育により行うことで、小学校以

以降の生活及び学習の基盤の育成につながることを考慮し、より良い環境づくりに努めるものとする。この場合において、事故の防止等、安全確保に十分留意し、個別支援保育の実施について、個別支援児の保護者の理解及び協力を得ながら行うものとする。

2 個別支援保育施設は、個別支援児の特性等について、年間個別支援計画（様式第5号）及び個別指導計画（様式第6号）を作成し、年に1回以上評価を行うものとする。この場合において、個別支援保育施設は、年間個別支援計画及び個別指導計画を、年度内に、市長に提出しなければならない。

3 個別支援保育施設は、前項に規定する支援計画について、市長から情報提供を求められた場合は、それに応じるものとする。

（相談員）

第7条 市長は、本事業の円滑な実施及び個別支援児の成長・発達の促進を図るため、相談員（保育士、幼稚園教諭又は保育教諭をいう。）を置くことができる。

（個別支援保育実施の継続）

第8条 個別支援保育施設は、個別支援保育の継続について、保護者の意向を確認し、個別支援保育実施の継続意向申出書（様式第7号）を作成し、市長に申し出るものとする。

（個別支援保育実施の解除）

第9条 個別支援児の保護者は、個別支援保育施設と協議の上、個別支援保育の実施を終了する場合は、個別支援保育利用終了届（様式第8号）を市長に届け出るものとする。

（個別支援児の保護者との連携）

第10条 個別支援保育施設は、個別支援児の成長・発達を促進するため、個別支援児の保護者と密に連携を行い、就学支援に向けて共通認識を図るものとする。

以降の生活及び学習の基盤の育成につながることを考慮し、より良い環境づくりに努めるものとする。この場合において、事故の防止等、安全確保に十分留意し、個別支援保育の実施について、個別支援児の保護者の理解及び協力を得ながら行うものとする。

2 個別支援保育施設は、個別支援児の特性等について個別に支援計画を作成し、年に1回以上評価を行うものとする。

3 個別支援保育施設は、前項に規定する支援計画について、市長から情報提供を求められた場合は、それに応じるものとする。

（相談員）

第7条 市長は、本事業の円滑な実施及び個別支援児の成長・発達の促進を図るため、相談員を置くことができる。

（個別支援保育実施の解除）

第8条 個別支援児の保護者から個別支援保育実施の解除の申し出があった場合は、個別支援保育施設と協議の上、解除の理由を書面で市長に報告するものとする。

（個別支援児の保護者との連携）

第9条 特定教育・保育施設等は、個別支援児の成長・発達を促進するため、個別支援児の保護者と密に連携を行い、就学支援に向けて共通認識を図るものとする。

第 1 1 条 [略]

第 1 0 条 [略]

備考

- 1 現行の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。
- 2 表中の[]の記載は注記である。

附則の次に次の 9 様式を加える。

個別支援保育希望年月 年 月
() 歳児クラス

児童名： _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
(性別： 男 ・ 女) (記入日時点： _____ 歳 _____ カ月)

保護者 施設

1. 食事	①_授乳中	1. 母乳 2. 人工乳 3. 混合乳	(回答:)
	②_離乳食	1. 初期 2. 中期 3. 後期 4. 完了期	(回答:)
	③_普通食	1. 普通食 2. 食事形態の配慮が必要 (アレルギー以外)	(回答:)
	④_自立度	1. 自分で食べられる 2. 自分で少し食べられる 3. 自分で食べられない	(回答:)
	⑤_内容	1. 何でも食べられる 2. 好き嫌いはあるが、ある程度のものは食べられる 3. 食べられるものが限られている ※3の該当する場合食べられるものを下記に記載して下さい。 (等)	(回答:)
	⑥_様子	1. 座って食べる 2. 時々立ち歩くが声かけをすると座って食べる 3. 立ち歩いてなかなか食べない 4. 食べ物で遊んで食事が進まない 5. 食べこぼしが多い 6. 食べる意欲がなく食事が進まない	(回答:)
2. 睡眠	①_状況	1. よく眠る 2. 眠りが浅く、何度か起きる (夜泣き等がある) 3. ぐずりが多い (泣いて入眠までに時間がかかる、寝起き時に大泣きする) 4. 睡眠のリズムを作るのが難しい (日によって睡眠時間や深さが大きく変わる)	(回答:)
	②_昼寝の有無	1. 昼寝をする 2. 昼寝をしない ※2の場合、下記より選択してください。 1. 保育施設 2. 家庭 3. 両方	(回答:)
3. 排泄	①_トイレ	1. トイレ (補助便座やおまる含む) に行き、自分でできる 2. トイレ (補助便座やおまる含む) に行きたくないと知らせる 3. トイレ (補助便座やおまる含む) でできるが、声掛けを必要とする 4. トイレ (補助便座やおまる含む) に行くことを嫌がる 5. おもらしが見られる (トイレトレーニング中含む)	(回答:)
	②_おむつ	1. 使用する 2. 使用しない ※1の場合、下記より選択してください。 1. 常時使用 2. 寝る時は使用 3. 出かける時は使用	(回答:)
4. 運動機能	①_歩行、座位	1. 歩行、座位ともに安定している 2. 一人で歩けない、座位は安定している 3. 一人で歩けない、座位も不安定	(回答:)
5. 着脱	①_着脱	1. 自分でできる 2. 簡単なものはできる (ボタンがあるものは介助が必要) 3. 自分でできるが、遊ぶなどして時間がかかる 4. 自分でやろうとする意欲があるが、介助が必要 5. 自分でやろうとする意欲が低く、介助が必要	(回答:)

6. 指示理解	①_指示	1. 指示が理解できる 2. 一斉指示は理解できないことがあるが、個別では理解できる 3. 指示が個別でも理解できないことが多い (回答:)
7. 意思表示	①_意思	1. 自分の思いを会話で伝えることができる 2. 自分の思いを単語で伝えることができる (具体的に:) 3. 自分の思いをしぐさや表情、声(「アッアッ」)などで伝えることができる 4. 自分の思いを伝えることができない(伝えようとしない) (回答:)
8. 危険回避	①_危険回避	1. 危険なことが伝われば、行動を抑えることができる 2. 危険なことが伝わっても、行動を抑えることができない時がある 3. 落ち着きがなく、危険な場所や危険な行動などがわからない (回答:)
9. 感情のコントロール	①_感情	1. 気持ちの切り替えが早く、尾を引くことはほばない 2. 気持ちの切り替えが難しく、長時間尾を引くことがある 3. 気持ちの切り替えが難しく、激しいかんしゃく(大声、奇声、自傷等)を起こすことがある (回答:)
10. 人との関わり	①_関わり	1. 他児と一緒に遊ぶことができる 2. 特定の子と遊ぶ事が多い 3. 一人で遊ぶことが多い 4. 極端な人見知りがある 5. 人の嫌がることをすることが多い(トラブルが多い) 6. 視線が合いにくく声掛けへの反応が弱い (回答:)
11. 日常生活で個別の対応が必要なこと		1. 感覚が過敏、または鈍い様子が見られる(音、光、砂、水、肌触りなど) 1. YES 2. No (回答:) 2. 初めてのことや初めての場所を、極端に嫌がる様子が見られる 1. YES 2. No (回答:) 3. こだわりが極端に強い(特定の物への執着、特定の行動パターンがある) 1. YES 2. No (回答:) 4. 興味、関心の極端な偏りが見られる 1. YES 2. No (回答:) 5. 頻繁にパニックを起こすことがある 1. YES 2. No (回答:)
12. 備考(保護者から施設(園)に伝えたいことがあればご記入ください) 例. 児童の発達について気になること、療育についての家庭での困り事、集団保育の中で配慮してほしいことなど		

上記に相違ないことを保護者と施設で確認しました。

年 月 日

署 名: (保護者)

署 名: (施設長)

施設名:

連絡先:

個別支援保育に関する保護者の意見・同意書

個別支援保育について、うるま市個別支援保育事業実施要綱第3条第1項の規定により、申し込みます。

年 月 日

（ふりがな）

児 童 名

生年月日

年

月

日生

（ふりがな）

保 護 者 名

住所 うるま市

※日中、連絡の取りやすい連絡先を記入してください。

連絡先1

【続柄】

連絡先2

【続柄】

※ 下記の質問にお答えください。

（1）加配配置について

①加配が配置されない場合、安全面において不安がある。

（ ある ・ ない ）

※個別支援保育では、お子様の特性に応じた個別の配慮を行います。
あくまでも集団保育であり、保育者が1対1で対応するものではありません。

（2）入所希望園の追加について

*新規入園、転園の場合のみ

第6希望【 】 第7希望【 】

第8希望【 】 第9希望【 】

第10希望【 】

※希望園に入所できなかった場合、他の空き施設を利用しますか。

（ 利用を希望する ・ 利用を希望しない ）

└─> 待機児童扱いになります。

同 意 書

個別支援保育を利用するに当たり、下記の事項について同意します。（該当するものに☑）

☐ 提出した書類（様式第1号、様式第2号、様式第3号、要件確認書類）を保育施設及び関係部署へ情報共有することに同意します。

☐ 特定教育・保育施設等に在園の場合は、個別支援保育の内容について、個別支援保育を利用するにあたっての協議事項（裏面）を確認し、これを同意しました。

年 月 日

保護者署名

(裏面)

個別支援保育を利用するにあたっての協議事項
(保護者と特定教育・保育施設における協議)

1. 集団での生活を通じた発達支援

お子さまが集団での生活を経験することで、全体的な発達を促していくことに配慮し、適切な環境の下で、他の園児との関わりを通して共に成長できるよう配慮します。

2. 状態に合わせた支援の実施

個々の状態に合わせた支援内容や環境構成を検討し、年間個別支援計画、指導計画を作成し活用します。

3. 家庭や関係機関との連携

ご家庭や必要な関係機関との連携を図りながら、お子さまにとって最善の支援ができるよう努めます。

～「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」参照～

上記1から3までについて、保護者と協議しました。

年 月 日

特定教育・保育施設長

(園長) _____

様式第5号（第5条関係）

年間個別支援計画（ 年度）

				園 長	主 任	担 当
園 名			作成日 年 月 日			
			作成者			
フリガナ 氏名		男・女	生年月日	年 月 日 生	クラス	歳児
家族構成			生育歴	出生（ 週） 体重（ g）		
				歩き始め（ 歳 カ月）		
				発語 あり（ 歳頃から）・ なし		
			相談機関			
診断名			療育状況	児童発達支援		
				保育所等訪問		
療育手帳（ ）	特別児童扶養手当（ 級）	事業所等の 利用状況				
身体障害手帳（ 級）	障害児福祉手当 あり・なし					
精神障害者福祉手帳（ 級）						
1. こどもの良いところ				苦手なところ		
2. 支援を必要とする発達特性						
3. 保護者の願い（成長への願い、園へ配慮してほしい事など）						
長期目標 （年間支援目標）						

*個別支援計画書について確認しました。保育施設及び関係部署へ情報共有をする事に同意します。

年 月 日 保護者署名 _____

様式第6号（第5条関係）

個別指導計画（ 年度）（その1）
（0・1・2歳児用）

園児名				園長	主幹・主任	担任	担当
クラス		クラス	歳 ヶ月				
I 期 月 ～ 月							
こどもの実態（5領域）		こどもの姿	ねらい	支援方法（手だて）		評価	
	食事 睡眠 排泄 運動 動作						
	あそび 表現 （ことば）						
	情緒 （人間関係）						
	特性 その他						
特記	配慮・保護者との連携						
	他機関との連携（巡回訪問・のびのび相談・保育所等訪問・事業所とのモニタリング等）						

様式第6号（第5条関係）

個別指導計画（ 年度）（その2）
（3・4・5歳児用）

園児名			園長	主幹・主任	担任	担当
クラス	クラス	歳 ヶ月				
I 期	月 ～ 月					
こどもの実態（5領域）	こどもの姿	ねらい	支援方法（手だて）		評価	
	生活習慣 食事 着脱 排泄等					
	運動 動作					
	意思の伝達 ことば					
	特性 その他					
特記	配慮・保護者との連携					
	他機関との連携（巡回訪問・のびのび相談・保育所等訪問・事業所とのモニタリング等）					

個別支援保育実施の継続意向申出書 (年度)

提出期限： 年 月 日

提出方法： _____課の窓口へ提出

					記入欄 ※該当する内容に○をつけてください		
No.	個別支援児 の住民番号	個別支援児の 氏名	個別支援児の 生年月日	個別支援保育施設	個別支援保育継続の必要性 ※保護者の意向確認をした上で 記 入してください。	保護者の意向確認	備 考 ※継続の必要性がない場合は、終 了年月を記入してください。
1					あり ・ なし	あり ・ なし	
2					あり ・ なし	あり ・ なし	
3					あり ・ なし	あり ・ なし	
4					あり ・ なし	あり ・ なし	
5					あり ・ なし	あり ・ なし	
6					あり ・ なし	あり ・ なし	
7					あり ・ なし	あり ・ なし	
8					あり ・ なし	あり ・ なし	
9					あり ・ なし	あり ・ なし	
10					あり ・ なし	あり ・ なし	

記入日： 年 月 日

記入者： _____

上記の内容について、確認しました。

施設長(園長) 署名： _____

うるま市長 様

個別支援保育利用終了届

このたび、下記の理由で個別支援保育の実施を終了することになりました。
つきましては、下記の期日をもって、個別支援保育の実施を終了することを、うるま市個別支援保育事業実施要綱第9条の規定により、届け出いたします。

記

1. 園名： _____（ ）歳児クラス

2. 児 童 氏 名： _____
（ふりがな）

3. 児童生年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

4. 保護者氏名： _____
（ふりがな）

5. 個別支援保育を終了する期日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

6. 個別支援保育を終了する理由：
（保護者と協議後、園担当者にて記入）

施設長（園長）署名： _____

上記（1～6）の内容について、確認しました。

年 _____ 月 _____ 日

保護者署名： _____

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和８年１０月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後のうるま市個別支援保育事業実施要綱の規定は、令和９年度の保育所入所に係る個別支援保育の申込みから適用し、令和８年度の保育所入所に係る個別支援保育の申込みについては、なお従前の例による。